

委員会提案

美濃加茂市議会
第1回定例会議案

令和8年3月19日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第40号	美濃加茂市議会基本条例について	1
議第41号	美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	3

議第40号

美濃加茂市議会基本条例について

美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、下記のとおり、理由を付し、議案を提出する。

令和8年3月19日提出

美濃加茂市議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 村 瀬 正 樹 様

記

美濃加茂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の原則（第3条―第6条）

第3章 議員の原則（第7条・第8条）

第4章 議会と市民との関係（第9条―第11条）

第5章 議会・議員と市長等との関係（第12条―第14条）

第6章 議会の機能強化（第15条―第19条）

第7章 大規模災害への対応（第20条）

第8章 定数及び報酬（第21条・第22条）

第9章 政務活動費（第23条）

第10章 議会事務局等の体制整備（第24条）

第11章 最高規範性と見直し手続（第25条・第26条）

附則

全国の地方自治体では、平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行や「平成の合併」推進を背景に、市民に開かれた議会、二元代表制の下での自立した議会づくりを目指し、様々な改革が進められてきました。

「開かれた議会」では、委員会を含めた会議のネット中継や市民との意見交換会の実施、議会モニターの新設などが制度化され、「自立した議会」では、一問一答方式の採用や自由討議の導入などの言論機関としての運営改善、また事業評価や委

員会による政策提言など議会のチェック機能と提言機能の強化が図られてきました。

美濃加茂市議会でも、政務活動費等の領収書開示、本会議中継の導入、一問一答方式の採用、議会だよりの拡充、事業評価の実施などの改革を進めてきました。

引き続き市民の代表である議会が、首長と対等な立場で、緊張関係を保ちながら活発な議論を重ね、市政のさらなる発展を目指します。

ここにその決意の証として、美濃加茂市議会の最高規範であるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である美濃加茂市議会（以下「議会」といいます。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止する場合においては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 議会の原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行する事務事業が適正に行われているかを監視し、及び評価し、並びに政策の立案及び提言を行うため、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとします。

- (1) 市民の意見を的確に把握し、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努め、議会としての合意形成を目指して自由で闊達な議員間の討議を積極的に行うこと。
- (2) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うこと。
- (3) 市政の課題についての調査、研究並びに政策の立案及び提言に係る能力の向上のため、研修の充実強化に努めること。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

(会議の公開)

第4条 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び第6条に規定する協議会の会議を原則公開するものとします。

2 議会は、市民が前項の会議を傍聴しやすくするための環境整備に努めるものとします。

(会派)

第5条 議員は議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するもの
とします。
- 3 会派は議会運営等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意の形成に努
めるものとします。
- 4 議会は、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するもの
とします。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議（各会派の代表者による
会議をいいます。）を開くことができます。

（全員協議会）

第6条 議長は、全議員による協議会（以下「全員協議会」といいます。）を開く
ことができます。

- 2 全員協議会は、議決前の合意形成、議員間の意見交換、情報共有のための協議
を行う場とします。

第3章 議員の原則

（議員の活動原則）

第7条 議員は、市政の課題について市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に
政策の立案及び提言を行うため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとしま
す。

- (1) 議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員間
の自由で闊達な討論を重んじ、積極的に発言を行うこと。
- (2) 自己の資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し活動すること。

（議員倫理）

第8条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に公正かつ厳正を
旨とする言動に努めなければなりません。

- 2 議員は、その地位による影響力を不正に行使して、市が行う業務に関し、特定
の者に有利な取り計らいをしてはなりません。
- 3 議員は、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしてはなりません。
- 4 議員倫理に関し、必要な事項は、別に定めます。

第4章 議会と市民との関係

（市民との意見交換）

第9条 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策の立案及び提言に反映するため、
必要に応じて市民との意見交換の場等を設けるものとします。

（請願及び陳情における提出者の意見聴取）

第10条 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、当該請願
者及び陳情者の説明機会の確保に努めるものとします。

（公聴会及び参考人制度の活用）

第11条 議会は、法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含みます。）に規定する公聴会及び参考人制度を活用し、市民の意見を聴きます。

第5章 議会・議員と市長等との関係

（議会と市長等との関係）

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとします。

2 議会は、市長等が執行する事務事業が適正に行われているかを監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合は、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとします。

（市長等への情報提供の要求）

第13条 議会は、市長等が行う政策又は事務事業の内容、進捗状況等について、情報提供を求めるものとします。

（反問権）

第14条 説明のために会議に出席した者は、会議における議員の質問に対し質問の内容を確認し、又は論点を分かりやすく明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、反問をすることができるものとします。

第6章 議会の機能強化

（議決事項の追加）

第15条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができるものとします。

2 前項に規定する議決すべき事項については、別に定めます。

（議員間討議）

第16条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くすものとします。

（議長及び副議長選挙）

第17条 議長及び副議長の選挙に当たっては、議長又は副議長になろうとする者は所信表明を行うことができるものとします。

（広報広聴の充実）

第18条 議会は、多様な方法を用いて、広報及び広聴活動に努めるものとします。

2 議会は、広報及び広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報公聴委員会を設置します。

（予算の確保）

第19条 議会は、議事機関としての機能充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとします。

第7章 大規模災害への対応

第20条 議会は、大規模な災害が発生した非常時においても、機能を維持するも

のとします。

- 2 議長は、前項の機能を維持するため、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開くものとします。
- 3 大規模災害への対応に関し必要な事項は、別に定めます。

第8章 定数及び報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、第3条に規定する議会の活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数とすることを基本とし、美濃加茂市議会議員定数条例（平成14年美濃加茂市条例第12号）の定めるところによります。

- 2 議員定数の改正に当たっては、議会及び議員は、議員定数の基準等明確な改正理由を示すものとします。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第2号）の定めるところによります。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市特別職報酬等審議会の答申を考慮するものとします。

第9章 政務活動費

第23条 議員は、政策の立案及び提言に係る能力の向上等を図るため、美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年美濃加茂市条例第1号）に定める政務活動費を有効に活用するものとします。

- 2 議員は、政務活動費の使途について、市民から疑義を持たれないよう、自らが市民への説明責任を果たさなければなりません。

第10章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局等)

第24条 議会は、その調査、政策法務その他の能力の向上等に資するため、議会事務局の機能の充実及び体制の整備に努めるものとします。

- 2 議長は、議会事務局の職員体制に関し、市長と協議を行うものとします。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとします。

第11章 最高規範性で見直し手続

(最高規範)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図るものとします。

(見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、適時、検証するも

のとします。

- 2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◎制定の理由

市民に開かれ、活性化された議会を実現するために、議会の役割と責任を明確にし、市民の負託に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範として美濃加茂市議会基本条例を制定するものです。

議第41号

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、下記のとおり、理由を付し、議案を提出する。

令和8年3月19日提出

美濃加茂市議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 村 瀬 正 樹 様

記

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年美濃加茂市議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、美濃加茂市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、美濃加茂市議会における会派（以下「会派」という。）又は会派に属さない議員（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、美濃加茂市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、<u>議会における会派に対し</u>政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、美濃加茂市議会における会派（<u>所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。</u>）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 会派に属さない議員に対する政務活動費は、月額10,000円とする。

3 政務活動費は、1年度分の額を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を一括して交付する。

4 年度の途中において新たに会派が結成された場合は、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）から当該年度の3月分までの政務活動費を、一括して交付する。

5 (略)

(異動等に伴う調整)

第4条 (略)

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 年度の途中において、会派から脱会して会派に属さない議員となったときは、会派に属さない議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を交付する。

4 年度の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡により議員でなくなったとき、又は会派に属することとなったときは、議員（その相続人を含む。）は、議員でなくなった日又は会派に属することとなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の

2 政務活動費は、毎年度4月末日までに、1年度分の額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに会派が結成された場合は、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）から当該年度の3月分までの政務活動費を、結成された日の属する月の翌月末までに交付する。

4 (略)

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 (略)

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日から14日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の

範囲)

第5条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 (略)

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は会派に属さない議員は、政務活動費に関する収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、関係書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び関係書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に関する政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 (略)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派等がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(情報の公開)

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研	<u>会派等</u> が行う市の事務、地方行財政等

範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 (略)

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書（様式第1号その1及びその2）により、政務活動費に関する収入及び支出の報告書を作成し、関係書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の政務活動費収支報告書及び関係書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に関する政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 (略)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(情報の公開)

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研	<u>会派</u> が行う市の事務、地方行財政等に

究費	に関する調査研究及び調査委託に関する経費	究費	に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
		様式第1号その1（第7条関係） （略） 様式第1号その2（第7条関係） （略）	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎改正の理由

美濃加茂市議会基本条例の制定に伴い、会派は複数議員で構成するものとするた

め、一人の会派は認めないこととなります。

そのため、政務活動費の支給対象を会派に加えて会派に属さない議員個人にも交付するように改正をするものです。



Walkable City
Minokama